

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金とは

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の方に、入学準備金及び就職準備金を貸し付けることでひとり親家庭の親の方の自立促進を図ることを目的とする制度です。

■対象となる方

次の（１）～（５）のすべてに該当する方

- （１）母子家庭高等職業訓練促進給付金または父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方（ただし、専門実践教育訓練給付金を伴給する場合を除く）
- （２）県内の養成機関に在学している方または県外の養成機関に在学（通信制を除く）していて、県内に住所を有している方
- （３）養成機関を卒業後、原則県内で取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- （４）高等職業訓練促進給付金の支給機関から推薦を受ける方
- （５）過去にひとり親家庭高等職業訓練促進資金を他から受けていない方

※原則、連帯保証人を立てる必要があります。やむをえず連帯保証人を立てられない場合は、連帯保証人なしでも申し込むことができます。

※千葉市で高等職業訓練給付金を受給している方は、千葉市社会福祉協議会でお申込みください。

■貸付額

入学準備金 500,000円以内（養成機関に入学したとき）

就職準備金 200,000円以内（養成機関を卒業して資格を取得したとき）

■貸付利子

連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は返還の猶予期間中は無利子とし、猶予期間経過後は年1.0%

■返還について

養成機関を卒業後、資格を取得して1年以内に就職し、その資格が必要な業務に5年間引き続き従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

ただし、養成機関を退学された場合など、返還免除のための要件を満たせなかった場合には貸付金を返還していただくことになります。

■高等職業訓練促進給付金等事業について

市にお住まいの方は、各市のホームページを確認してください。

町村にお住まいの方は、千葉県のホームページを確認してください。

問い合わせ先

千葉県社会福祉協議会 福祉資金部

TEL : 043-244-2945